

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和4年11月18日・東京都規則第214号

1 概要

(1) 改正理由

ア 災害、猛暑、厳寒等に伴う電力不足に対応するため、「温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度」（以下「本制度」という。）における特定温室効果ガス排出量の算定等に係る特例を規定する必要がある。

イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）の改正（令和4年8月16日公布、同年10月1日施行）に伴い、規定の整備をする必要がある。

(2) 改正内容

ア 環境確保条例施行規則（以下「規則」という。）附則第10項では、本制度の義務対象となる事業所が、東日本大震災に伴う電力不足へ対応するため、電力需要抑制措置を行った場合、特定温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定に係る特例を適用することができる旨規定している。これを、災害、猛暑、厳寒等に伴う電力不足において特例を適用できるよう改正するとともに、必要な規定を整備する。

なお、特例の詳細は、別に定める。

イ 基準省令の改正により、同省令別表の名称が「別表」から「別表第一」に改められたことに伴い、規則において引用している当該別表の名称も同様に改める。

2 施行日

公布の日

3 問合せ先

ア 環境局気候変動対策部総量削減課事業活動担当

直通 03-5388-3487

イ 環境局気候変動対策部環境都市づくり課建築物担当
直通 03-5388-3661